

浜松市公告第774号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から4月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

平成26年8月28日

浜松市長 鈴木 康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズモール浜松都田テクノ
浜松市北区新都田三丁目1番1号

2 変更した事項

(1)大規模小売店舗の所在地

(変更前)

浜松市北区新都田三丁目101番地1、101番地2

(変更後)

浜松市北区新都田三丁目1番1号

(2)大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業をおこなう者の住所

(変更前)

名称	株式会社カインズ
代表者	代表取締役 土屋裕雅
住所	群馬県高崎市高崎町380番地

(変更後)

名称	株式会社カインズ
代表者	代表取締役 土屋裕雅
住所	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号

3 変更の年月日

平成 24 年 10 月 1 日

4 変更する理由

2-(1)については、住居表示制度による住所変更のため。

2-(2)については、設置者及び小売業者である株式会社カインズの本社移転による住所変更のため。